

市報第 11 号 資源物（古紙）売払代金請求事件に
係る訴えの提起についての専決処分報告

1 経過

本市が分別収集した古紙の買受業者であった(株)辰美ペーパーランドは、平成 18 年 7 月から 9 月までの間に本市から買い受けた古紙代金を、納付期限までに支払いませんでした。

当局では滞納となった時点から文書による督促等を行うとともに、代表者との度重なる交渉を行い、支払いの督促を行ってきましたが、この間の交渉において任意での代金支払いが見込めないと判断し、強制執行を視野に入れた対応を図ることといたしました。

2 支払督促申立手続き

本市は、強制執行を視野に入れた法的措置として、神奈川簡易裁判所へ平成 19 年 3 月 19 日、「支払督促」の申立てを、同年 4 月 10 日、「仮執行宣言付支払督促」の申立てを行いました。

(支払督促手続きの流れ)

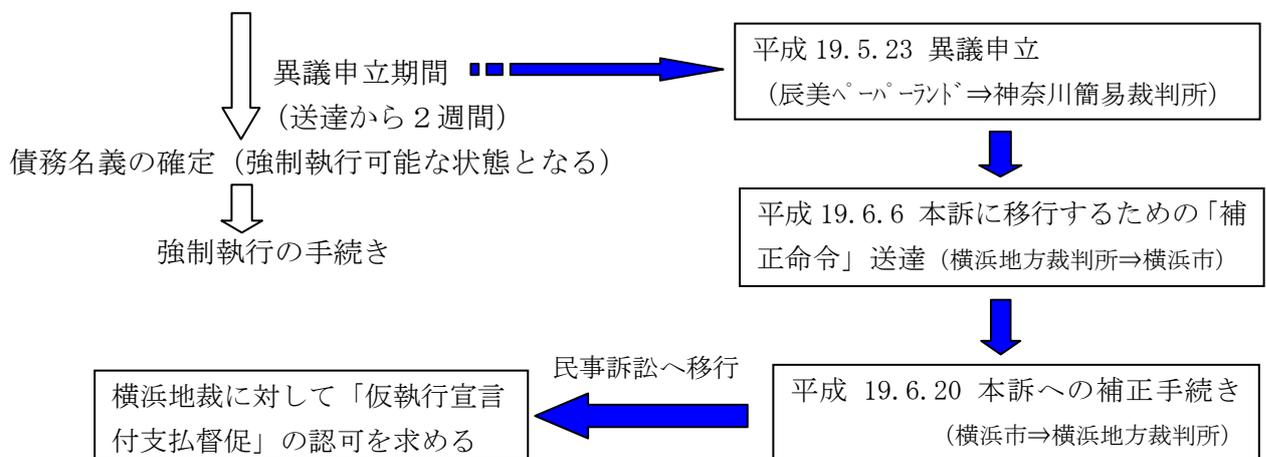
平成 19. 3. 19 「支払督促」申立て（横浜市⇒神奈川簡易裁判所）

平成 19. 3. 24 「支払督促」発付送達（神奈川簡易裁判所⇒辰美ペーパーランド）

↓ 異議申立期間（送達から 2 週間）

平成 19. 4. 10 「仮執行宣言付支払督促」申立て（横浜市⇒神奈川簡易裁判所）

平成 19. 5. 14 「仮執行の宣言」送達（神奈川簡易裁判所⇒辰美ペーパーランド）



3 専決処分と今後の対応

本件では、「仮執行宣言付支払督促」送達後、(株)辰美ペーパーランドから異議申立てが行われたことから、民事訴訟法第 395 条により本訴に移行することになりました。

本訴への移行については、議会の議決が必要となりますが、裁判所からの「補正命令」送達後 14 日以内に手続きをとる必要があり、市会閉会中で、議会を招集する時間的余裕がないことから、平成 19 年 6 月 20 日、市長専決処分とし、本件に対応することとしました。

今後は民事訴訟の場において債権請求を行い、債権確保に努めてまいります。

(民事訴訟の請求内容)

- (1) 資源物（古紙）売払代金 1,098 万 3,168 円
- (2) 平成 19 年 6 月 13 日から支払済みに至るまでの年 14.6%の割合による違約金
- (3) 訴訟費用等